

ペイトナー支店に関する特約

お客さまは、GMO あおぞらネット銀行（以下、「当社」といいます。）が提供するペイトナー支店において、為替取引を目的とした口座（以下、「為替資金預り口座」といいます。）を用いて取引を行う場合は、この特約（以下、「本特約」といいます。）の下記条項および末尾記載の個人情報の取り扱いに関する同意事項に従うことに同意するものとします。

第1条（本特約の適用範囲）

1. 本特約は、お客さまがペイトナー支店において行うすべてのお取引において、銀行取引規定、為替資金預り口座規定その他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定および為替資金預り口座規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約の間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 Web サイトへの掲示により告知します。
2. 当社とお客さまとの間では、お客さまがペイトナー支店において行うそれぞれの取引ごとに、他の支店との取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各種規定も、ペイトナー支店における取引の範囲内で適用されるものとします。

第2条（ご利用いただける方）

1. 銀行取引規定第1条の定めにかかわらず、為替資金預り口座の口座開設申込および利用をすることができるのは、銀行取引規定第1条第1項の要件を満たし、かつ、ペイトナー株式会社が提供するペイトナー請求書サービス（以下、「ペイトナー請求書」といいます。）のアカウントを保有する日本国内の法に基づいて設立された法人のお客さまに限られます。
2. お客さまは、当社の他の支店の口座を開設されている場合においても、ペイトナー支店において法人口座を1口座に限り開設できるものとします。
3. ペイトナー支店の開設には、当社所定の専用ページからお申込が必要となります。
4. お客さまが本条第1項を満たさなくなった場合、ペイトナー支店の口座を解約するものとします。

第3条（口座連携）

1. 為替資金預り口座の利用にあたっては、当社所定の初回設定手続きが必要となります。
2. 本条第1項に定める当社所定の初回設定手続き完了後、ペイトナー請求書において為替資金預り口座の口座情報を登録いただく必要があります。

第4条（取扱時間）

銀行取引規定第9条に定めるほか、為替資金預り口座のご利用においては、ペイトナー請求書において障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、ペイトナー支店における各種サービス（以下「本サービス」といいます。）の提供を一時停止、または中止することがあります。

第5条（手数料）

1. 本特約に基づく振込の受付にあたっては、本特約専用の当社所定の振込手数料をいただきます。
2. 当社は、お客さまが支払うペイトナー請求書の振込に係る利用料を、ペイトナー株式会社に代わって受領し、同社に対して支払います。
3. 振込契約成立前に、前2項の手数料の受領が当社において確認できない場合は、振込に係る契約は成立しないものとします。
4. 当社が受領した本特約専用の当社所定の振込手数料については、振込実行後は返還できません。

第6条（払戻し）

1. ペイトナー支店における為替資金預り口座からの払戻しは、ペイトナー請求書のログイン後画面より、お客さまが払戻し先の金融機関を指定のうえ振込をご依頼いただく方法により行うものとします。
2. ペイトナー支店における為替資金預り口座においては、提携ATMからの現金の払戻し、当社インターネットバンキングからのお客さまご本人名義の他の預金口座への振替もしくは、他のお客さま名義の口座宛ての振込、または他行宛ての振込により払戻すことはできません。

第7条（取引認証の省略）

1. ペイトナー支店における振込については、当社においては取引パスワードを利用した本人確認（以下「取引認証」といいます。）を実施しないものとし、ペイトナー請求書において取引認証を実施するものとします。
2. お客さまは、自らの責任において、ペイトナー請求書の取引認証の設定およびセキュリティの状況について確認するものとします。

第8条（お客さまからの申し出による口座解約）

1. ペイトナー支店における為替資金預り口座の解約は、当社所定の方法のほか、ペイトナー請求書のアカウントの解約手続き画面より為替資金預り口座の解約の申し出を行うことができます。

2. ペイトナー支店における為替資金預り口座およびペイトナー請求書は、いずれか一つのみをご利用いただくことはできません。
 - (1) ペイトナー請求書を解約された場合、為替資金預り口座も解約いただく必要があります。
 - (2) 為替資金預り口座を解約された場合、ペイトナー請求書も解約いただく必要があります。

第9条（本サービスの終了）

1. 次の各号に該当する場合、当社は本サービスに係る契約（本特約および規約を含みます。）を解約し、本サービスを終了することができます。
 - (1) ペイトナー株式会社がペイトナー請求書の提供を終了する場合。
 - (2) ペイトナー株式会社の業務継続が困難となった場合。
 - (3) 前2号の他、やむをえない事由により当社の本サービスの継続が困難となった場合。
2. 前項の定めにより本サービスを終了する場合、当社はお客様のペイトナー支店の為替資金預り口座（以下「本口座」といいます。）の強制解約およびペイトナー支店の廃止処理（以下「支店廃止処理」といいます。）ができるものとします。
3. 第1項の定めによる本サービスを終了する場合、本サービスの終了および前項に定める措置について事前にお客さまに通知します。

第10条(口座の強制解約の手続き)

前条第2項の定めにより本口座を強制解約する場合、当社は当該強制解約の手続きを以下のとおり行うものとします。

- (1) 本サービスの終了日に、再度その旨をお客さまに通知します。
- (2) 本サービスの終了時に、本口座に入金規制を実施します。また、この時点で本口座に普通預金残高がある場合には、当該残高につきましては、当社がお客様に返還するものとします（以下「本返還」といいます。）。
- (3) 本返還は、ペイトナー株式会社からお客様の返還口座情報を当社へ連携いただき、当社がお客様の当該返還口座へ振込む方法により行います。ただし、この方法がとれない場合には、当社の判断により現金書留、供託等の方法により本返還を行うものとします。なお、上記いずれの方法にしても、本返還の手数料については当社が負担するものとします。
- (4) 前号の本返還を行った後、当社が本返還を完了したと判断した時点において、本返還が完了した本口座は当社が解約します。さらにすべての本口座の解約が完了次第、当社は支店廃止処理を行います。

第 11 条（他の支店の口座および取引との関係）

お客様がペイトナー支店との取引に関して申告したお客様情報が、当社の他の支店の口座または取引に関して申告されたお客様情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取り扱う場合があります。

第 12 条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本特約の変更をする必要性が生じた場合には、本特約の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

個人情報の取扱いに関する同意事項

お客さまは、GMO あおぞらネット銀行株式会社がペイトナー株式会社（以下、「ペイトナー」といいます。）に下記のとおり個人情報を提供することに同意いたします。

1. 個人情報を提供する第三者 ペイトナー
2. 提供を受けた第三者における利用目的
 - (1) ペイトナー請求書の各種機能を利用するため
 - (2) ペイトナー請求書に係る案内、サービス利用開始後の管理、問い合わせ対応のため
3. 第三者に提供される情報の内容
 - (1) 為替資金預り口座の口座開設審査結果
 - (2) お客様の支店番号・口座番号
 - (3) お客様が為替資金預り口座を解約された際の解約情報
 - (4) 当社がお客様のお取引を規制した際の規制情報
 - (5) 当社がお客様のお取引の規制を解除した際の規制解除情報

以上
(2023年6月1日現在)